

広島県告示第二百九十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。）第五十一条第一項の規定によって、次の指定医療機関から指定を辞退する旨の届出があった。

令和二年三月二十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
天神川なかむら内科	安芸郡府中町大須一丁目一七番二号	令和元年六月三〇日
ドラッグヨシノ薬局	安芸高田市吉田町吉田八四〇番地一	令和元年九月三〇日
医療法人社団新宮会 倉田医院	安芸郡熊野町新宮一丁目五番一三号	平成三十一年三月三十一日